

# 売上拡大事業（やまぐち頑張る企業応援プロジェクト） テストマーケティングに係る業務委託仕様書

## 1 委託業務名

売上拡大事業（やまぐち頑張る企業応援プロジェクト）テストマーケティングに係る業務委託仕様書

## 2 目的

当財団では、売上拡大を図ることを目的に、改良の余地がある製品・商品を、バイヤーや売り場プロデューサー、商社、大手企業OB等に、出口を見据えた改良やプロモーション、オプションについて助言を受けることで、売れる商品・製品へと変身させ、テストマーケティング（店舗販売や展示会・商談会）を活用しながら、改良から出口まで一貫した支援を行っている。

本テストマーケティングは、売上拡大事業に申し込みを行った食品企業が製造・改良した商品を出展し、販路拡大、売上拡大に繋げることを目的としている。

## 3 委託契約期間

委託契約を締結した日から令和6年1月15日まで

## 4 委託金額

委託料の上限は2,100,000円（税込）とする。

## 5 委託業務の内容

### （1）テストマーケティングの実施

#### ①日程等

契約締結後、令和6年1月15日までの間

※期間は最低7日以上とする

※予算内であれば複数回の開催も可とする

※具体的な開催日程は契約後に相談の上、決定する

#### ②場所

大都市圏（関西、関東等）

※予算内であれば複数個所での開催も可とする

#### ③内容

- ・集客対象はBtoB とすること。ただし、形式は問わない
- ・出展企業が会場へ出向く必要がない形式にすること
- ・会場、什器、装飾、説明員等催事開催に係る準備、手配を行うこと
- ・⑤出展候補企業が希望する商品を出展すること。また、出品数に制限がある場合は提案書に明記すること
- ・効果的な広告媒体を活用し、集客に努めること

#### ④体制

事務局体制を取り、企業との各種調整、問合せ対応を直接行うこと

#### ⑤出展候補企業

- ・出展候補企業は既に売上拡大事業に申込済の15社（海産物、調味料、練製品、パン類、冷凍めん類、酒類 等）
- ・参加表明書の提出者へは出展候補企業リストを提供する
- ・出展企業は最終的に企業の意向を確認の上、決定する

#### (2) バイヤーの招聘

- ・テストマーケティングの実施時に、バイヤー等を招聘すること

#### (3) その他

- ・商品の仕入等に関する調整が必要な場合は、出展企業と直接行うこと（当財団は商品商流には入らない）
- ・バイヤー等来場者の反応を情報収集し、出展企業へフィードバックを行うこと
- ・実施報告書を提出すること（書式は任意）

### 6 その他

- (1) 本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び当財団の指示を遵守すること。
- (2) 委託料については、原則として全事業の終了後、検収した上で支払う。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- (4) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記（個人情報取扱特記事項）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) その他不明な点は、双方の協議により決定する。

## 別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう